

若狭町教育委員会の事務管理及び執行の
状況の点検・評価報告書

(令和3年度実施事業対象)

令和4年6月

若 狭 町 教 育 委 員 会

はじめに	1
1 教育委員会の点検・評価について	2
2 若狭町教育振興基本計画	4
3 教育委員会の活動状況	16
4 令和3年度の自己点検・評価	18
（「若狭町教育委員会の自己点検・評価シート」）	
5 学識経験者による意見	30
6 総合評価	33

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされています。

そこで、町教育委員会では、同法の規定により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の自己点検・評価」を実施し、教育に関する学識経験を有する者の意見を付した報告書としてまとめ、平成21年度から公表をしております。

今回、令和3年度の取り組み内容を自己点検・評価として公表することで、教育行政の更なる推進に努めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和4年6月

若狭町教育委員会

教育長	松宮 毅
教育委員	中村 正人
教育委員	大宮 典子
教育委員	岡 勝之
教育委員	立井 涼子

1 教育委員会の点検・評価について

(1) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、前年度における教育委員会の主要な施策とし、対象範囲は学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど教育委員会が所管する全ての事務とします。

(2) 点検・評価の構成

点検・評価結果については、「若狭町教育委員会の自己点検・評価シート」により、事業内容及び事業体系を3つの大項目に区分し、大項目の下に中項目、小項目を配しています

大項目 1 教育委員会の活動

教育委員会という組織の自らの行動、すなわち教育委員会が自ら行う行為を活動の中心に、5つの中項目に分け点検事項として小項目を設けました。

この大項目については、「評価」というより「点検」といった性格が強く実施年度における行為活動の点検を行うものです。

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

法及び教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成17年若狭町教育委員会規則第6号）の定めるところにより教育委員会の権限のうち教育長に委任せずに教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、9つの中項目に分けて構成しました。

この中項目については各事業実施年度において教育委員会が実施する性質のものではなく、事象が発生したときに法律等により実施義務が生じるものもあり、大項目1と同様に「点検」の性格が強く、実施年度における事象の発生状況とその事象への対応状況の点検を行うものです。その結果、「当該年度実績なし」という表現の点検結果となる項目もあります。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会の職務及び事業から大項目 1、2 を除いた部分について管理・執行を教育長に委任して行う事務としてまとめることとし、3 つの中項目、12 の小項目に分けて、点検・評価を行いました。

(3) 点検・評価方法

点検・評価にあたっては、事務事業の成果と課題を総括するとともに、内部評価を行いました。判定は3段階評価で、「A：達成できた」、「B：おおむね達成できた」、「C：達成できなかった」としました。

(4) 学識経験者の知見の活用

法第26条第2項に規定による点検及び評価に当たっての学識経験を有する者による知見の活用については、教育委員会事務局が行った自己点検・評価に結果について広い観点からの知見を有し、学校教育や社会教育に携わっている識見の高い方として2名から個別に意見を聞きました。

ご意見、ご助言をいただいた学識経験者の方々は次のとおりです。

氏 名	所 属 等
赤城 俊彦	令和3年度若狭町立小中学校校長会会長
下島 芳和	令和3年度若狭町PTA連合会会長

2 若狭町教育振興基本計画

若狭町 教育振興基本計画 (概要抜粋版)

若 狭 町

平成28年 4月

若狭町教育に関する大綱

基本理念

自ら学び考え主体的に行動することで、「未来を拓く力」を培う自立と共生の心と、ふるさとの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活躍できる人材を育成する。

若狭町教育振興基本計画

教育大綱の基本理念に沿って、今後 5 年間の教育施策について 3 項目の基本的な方針を定めて施策を推進する。

[若狭町 3 つの心]を育てる運動の推進

- ✚ 明るい心・・・対話の一步は心地よいあいさつから
- ✚ やさしい心・・・やさしい心と感性を育てる「花育」
- ✚ 奉仕の心・・・心を満たす奉仕活動

方針 1：学校教育の充実

方針 2：地域力を高める教育の充実

方針 3：スポーツ活動の振興、健康・体力づくりの推進

方針1：学校教育の充実

<主な施策>

(1) 「未来を拓く生きる力」を育てる教育

○ 「未来を拓く生きる力」育成の指針

- 「自分で課題を見つけ自ら考えることができる力」、「主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の育成
- 「自己選択力」、「自己決定力」、「自己責任力」および「自立と共生」の心を持つ人材の育成
 - 自立的に行動する能力の育成
 - 多様な社会における人間関係構築力の育成
 - 自己実現を図る力、社会に貢献しようとする態度の育成

○ 学力の向上

● 町学力向上事業

➢ 町学力診断テストの実施

- ・ 対象:小学校1～6年（5年を除く）および中学校1・2年
- ・ 結果については、各校で分析するとともに町教研授業力向上推進委員会および学年部会において協議検討

● 授業改善の推進

[授業改善の指針]

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成
- 基本的学習習慣や学習ルールの確立
- 児童生徒の学習意欲の向上および主体的な学習態度の育成
- 児童生徒の学習状況の的確な把握・分析・検証、および、結果に基づく指導方法の改善
- 体験的な学習、課題解決的な学習の実施
- 教科等の特質に応じ、記録・要約・説明・論述等の言語活動を実施
- 言語環境の整備(児童生徒・教師の話し言葉・書き言葉、掲示物等)
- 児童生徒が学習の見通しを立て、学習したことを振り返ることができる授業の実施
- 年間指導計画・単元計画等の改善
 - ・ 系統的・具体的な達成目標を明示
 - ・ 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を意図した学習活動を計画的に配置
- 評価方法の工夫
 - ・ 知識や技能を活用する力の具体的到達目標の設定

- ・ 指導と評価の一体化
 - ・ 多面的な評価の工夫
- 各校の実情にあわせた指導体制・指導方法の工夫
 - ティームティーチング・少人数指導
 - 習熟度別学習指導
 - 小学校における一部教科担任制の導入 … 等
- 保小連携、小中連携、中高連携
 - 保小連携
 - 各小学校区単位で、交流会、情報交換を実施
 - ・ 就学前教育と小学校教育の滑らかで確実な接続
 - ・ アプローチ・カリキュラム、スタート・カリキュラムについての協議および実践
 - 小中連携
 - 若狭町教育研究会小中連携部会を中心とした定期の情報交換
 - 中学校区単位における情報交換
 - ・ 中一ギャップの解消
 - ・ 小・中9年間を見通した学習指導・生徒指導の円滑な接続
 - ・ 地域や学校の実態に合わせ具体的な目標の設定と実践
 - 中高連携
 - 高等学校との連携方法の工夫と実践
- 教職員研修
 - 若狭町教育研究会小学校授業改善全体研修会（年2回）
 - 若狭町教育研究会学年部会研修等（月1回）
 - 若狭町教育研究会全体研修会（年1回）
 - 授業改善研修会（各小中学校）
 - 教職員大学への教員派遣

（2）ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育

○ キャリア教育の推進

【キャリア教育推進の指針】

- 社会人・職業人として自立していくための勤労観・職業観の育成
- 社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる4つの能力の滋養
 - 人間関係形成、社会形成能力
 - 自己理解、自己管理能力
 - 課題対応能力
 - キャリア・プランニング能力
- 体験活動の実施（小・中学校）…学ぶことや働くこと、生きることを実感させ、将来について考えさせることができる活動の実施

- 職場体験活動・職場体験学習の実施（中学校）…関係機関との連携および協力体制の構築
- 「私の夢カルテ」の活用…夢や目標を持って、意欲的に挑戦しようとする態度の育成
- ふるさと学習の推進
 - 町ふるさと学習推進事業
 - 目的…ふるさとに誇りをもち、ふるさとを愛する心の育成
 - 若狭町の歴史や文化、自然環境、地域産業を学ぶ学習活動・体験活動を実施（保護者・地域の参画を得た活動）
 - 地域に関する学習の推進
 - 各校および地域の実態・実情にあわせた学習を実施
 - ・ 若狭町歴史文化館、若狭町縄文博物館等の施設を活用した学習活動
 - ・ 里山里海湖研究所と連携した学習活動
 - ・ 地域産業および地域で活躍する人々に関する学習活動
 - ・ 地域の行事への参加
- 開かれた学校づくりの推進
 - 「地域・学校協議会」による地域・家庭・学校が協働した教育活動の推進
 - [地域・学校協議会の所掌事項]
 - 具体的な学校運営に関すること
 - 学校評価に関すること
 - 地域の行事や活動への児童生徒、教職員の参加に関すること
 - 子どもの安全や居場所づくりに関すること
 - 家庭や地域全体の教育に関すること
 - 異校種間（幼保・小・中・高）の連携に関すること
 - 中学校区単位の「小中合同 地域・学校協議会」開催を推進

（３）グローバル化社会に対応する教育

- グローバル化社会に対応する教育の指針
 - 自国の文化や歴史への理解
 - 異なる文化や生活様式をもつ世界の人々の理解と受容
 - 課題に対して共に協働して社会に貢献できる資質や態度、能力の育成
 - 外国語の学習を通じた異文化への理解と寛容性、豊かな心、深い思考力、コミュニケーション能力の育成
 - 英語を使ってコミュニケーションができる力の育成
- 中学校英語科教員および小学校教員の授業力および英語力の向上
 - 小教研英語活動部会を核とした町内小中学校の授業公開および研修

会の実施

- 各校における授業研修会の実施
- 自己研修
 - 中学校英語科教員…英語科指導に関する理論と指導方法・技術、および自身の英語力の向上に努力
 - 小学校教員…英語に親しむ機会を積極的につくり、自身の英語力の向上に努力

○ 小学校英語教育推進事業

- 「英語科教科教育の理念と実際」に関する町研修会の実施
 - 対象:小学校全教員、中学校英語科教員および希望者
- 町A L Tの雇用の継続
- 県A L Tの積極的活用
- 外部人材による小学校英語の授業支援体制の整備

○ 国際理解教育の推進

- 各教科等の特質に応じ、国際理解教育の視点をもつ学習活動を推進
- I C T等を活用した交流学习の推進

○ 情報教育の推進

- 町I C T環境整備事業
 - 町内全小中学校のI C T機器の整備
 - 町内小中学校のサーバーおよびイントラネット環境の整備
- 情報教育に関する町研修会の実施
 - 「町インターネット・コンピュータの利用規定」に関する研修
 - 情報機器およびソフトウェアの等の活用に関する研修

(4) 誰もが安全・安心で楽しく学べる教育

○ 不登校の「未然防止」「初期対応」「自立支援」

- 児童生徒が主体的に社会的自立できることを目的に、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、必要な支援を実施
- 未然防止と初期対応
 - 月3日欠席児童生徒の掌握と具体的な対応
 - 「5日シート」を効果的に活用した支援
 - 早期の段階で支援会議をもつなど、組織的に対応
 - 校種間連携など発達段階に応じたきめ細かい情報の共有
- 「自立支援」
 - 外部人材や関係機関と連携した支援の実施
町適応指導教室担当者、町子育て支援センター担当者、子ども若者サポートセンター担当者、S C、S S Wによる学校および当該児童生徒への積極的支援

○ いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決

各校の「いじめ防止基本方針」に基づき組織的に対応

- 未然防止

- すべての児童生徒が自己存在感を感じ、共感的人間関係をもちながら、充実した学校生活を送れる学校づくり
- 児童生徒の自己指導能力の育成
- 豊かな集団生活が営まれる学級や学校づくりの推進

- 早期発見

- 学校全体の協力体制、学校と保護者との関係性、関係機関との連携の在り方の点検
- 機能的かつ機動的な生徒指導が行える生徒指導体制の確立
- 中学校区単位の定期的な生徒指導部会の開催と情報共有
- 児童生徒へのアンケートや個別面談、保護者へのアンケート、地域からの情報、校内職員の情報共有ができる体制の整備

- 早期対応・解決

- 各校常設のいじめ対策委員会を核にして、組織的に対応（必要な場合には、関係機関に協力依頼）
- 学校が把握したいじめ問題については、速やかに町教育委員会に報告

- 情報モラル教育の推進

- 児童生徒のスマートフォン等SNSの利用に関して、小中学校間の情報を共有し、小中学校が連携した指導を推進（必要に応じ、関係機関と連携）

- 人権教育の推進

[人権教育推進の指針]

- 地域の実態を踏まえて人権教育の課題を明確化
- 課題を克服するために必要な資質や能力および態度を明確化
- 教科等の特性に応じ、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面をもとにした人権教育の年間指導計画を作成し、実践
- 「仲間づくり」を通して「自立した個」を育成
- 人権同和問題について深い理解と認識が深めるための研修会を実施

- 特別支援教育の推進

- [特別支援教育推進の指針]

- 特別な教育的支援の必要な児童生徒に対する正しい認識、および一人一人を大切にする学校経営及び学級経営の充実
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした関係機関等との連携、および校内支援体制の整備
- 必要なすべての児童・生徒各々に添った個別の指導計画や支援計画の策定、学習支援および教員研修の実施
- 特別支援学級において

- 一人一人の教育的ニーズや特性・認知スタイルに応じた学習環境と学習プログラムを整備
- 各関係者との連携を図りながら将来を見据えた個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成
- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒において
 - 一人一人の教育的ニーズや特性・認知スタイルに応じた学習環境を整備
 - 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習に努めるとともに、特別な教育的支援の必要な児童生徒への理解と共生を推進
- 若狭町特別支援教育推進事業
 - 町教育委員会特別支援教育担当の設置
(各校の特別支援教育の推進に関して、支援・援助)
 - 町学習支援員の設置…必要とする学校に学習支援員を配置
 - 町特別支援教育研修会の実施…合理的配慮、インクルーシブ教育、ユニバーサルデザイン等について、研修会を実施
- 安全・安心して学べる教育施設・環境の整備
 - 教育施設の改修
 - 児童生徒の学習環境の整備
 - 校舎内外の環境の整備、整理整頓、美化
- 豊かな心と健やかな身体の育成
 - 道德教育の推進
 - [道德教育推進の指針]
 - 道德教育全体計画、道德教育年間計画、道德の時間の年間指導計画の整備
 - 道德教育推進教師の位置づけを明確にし、学校全体として道德教育を実施
 - 教科等の目標に基づいてそれぞれの特質に応じ、見通しをもって各教科等での道德教育を推進
 - 道德の時間の授業を公開するなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を推進
 - 学校保健
 - 健康相談活動、薬物乱用防止教育、近視予防、むし歯予防等、地域医療や地域保健関係者と連携した保健教育を実施
 - 学校安全
 - 学校・地域の実態を踏まえ実践的な防災・防犯訓練・交通安全教育を実施
 - 学校における通学路の安全点検・整備、見守り隊等地域の関係機関と連携した登下校における安全を確保
 - 学校安全指導計画、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）

ル) の見直しを定期に実施

- 学校給食
 - 安全・安心な給食の実施と食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の育成
 - 「学校給食衛生管理基準」に沿った衛生管理の徹底、衛生管理意識の向上
- 運動に親しむ資質や能力の育成
 - 個に応じた体育・保健学習の推進
 - 体力づくり推進計画をもとに全校的な体力向上策を実施

方針２： 地域力を高める教育の充実

<主な施策>

（１）家庭教育の充実・支援

- 中央公民館や地区公民館を利用した学習機会や情報提供の充実
 - 地域資源活用推進人材育成事業
 - 積極的な情報発信と広報活動の充実
- PTA や子ども会と連携した家庭教育講座や家庭教育研修を実施
 - 中央公民館や地区公民館で教育講座、研修の実施
 - 子育て講演会の実施
- 学校や子育て支援センター等との連携を深め、家庭教育相談や情報発信を充実
 - 情報提供、相談体制の充実
 - 親子による地域行事等への参加促進
- 児童虐待等の予防と対応…子供を守る地域ネットワークの充実
 - 若狭町要保護児童対策地域協議会を核とした関係機関の連携強化
 - 要保護児童対策地域協議会への児童虐待等の情報の集約
 - 関係機関が連携した対応の促進
 - 早期の段階（新生児・乳児期・幼児期）の児童虐待の発見
 - 子供の安全への予防的対応の促進
 - 関係者が定期的に顔を合わせ「気になるレベル」でケースを紹介
 - 虐待が深刻化する前に関係者間で早期に対応

（２）心を育てる体験の充実

- 子どもたちが挑戦し鍛えられる地域の特色に応じたチャレンジプログラムの実施
 - チャレンジウォーク事業
 - 青少年育成事業（吹田市交歓会）
 - 美学舎、農楽舎とのかかわり
- オーストラリア派遣研修を継続し、他国の自然や文化に触れ、日常生活を通して現地の人々との交流を深め、国際化時代に活躍できる未来のまちづくりを担う人材を育成
 - オーストラリア派遣研修事業
- 異文化への理解と日本文化への認識を高めるため、外国人との交流機会を創出
 - 在住外国人支援事業
 - オーストラリア交流事業

(3) 青少年の健全育成

- 青少年の安全で安心な生活を確保するため、地域と連携した青少年見守り活動を実施
 - 青少年愛護センター事業
- 子どもたちが主体的に考え、企画・提案する体験プログラムの実施や支援を充実
 - チャレンジウォーク事業
 - 青少年育成事業（吹田市交歓会）
- ジュニアリーダーの活動を支援し、新たなリーダーの育成と活動の場を提供
 - 青少年育成事業（ジュニアリーダー育成）
 - 青少年育成事業（吹田市交歓会）
 - チャレンジウォーク事業

(4) 人権教育の推進

- 人権問題に対する正しい理解と意識高揚を推進し、人権教育研修の実施や情報提供を充実
 - 小中学校人権啓発事業
- 広報や啓発資料、人権標語や作文集などを通じた啓発活動を推進
 - 人権啓発事業（人権標語 人権講演会 人権メッセージ集）
- 若狭町の偉人や先人の生き方を学び、社会への貢献や命の大切さを学ぶ学習を実施
 - 歴史上の人的文化遺産顕彰事業

(5) 公民館を活用した学習機会の充実と地域リーダーの育成

- 中央公民館を拠点として、各種団体やグループが利用しやすい環境を整備
 - 地域資源活用推進人材育成事業
 - 公民館活動事業（ほのぼの大学）
- 地区公民館が実施する、地域の自然や歴史文化等の特色を活かした事業を支援
 - 地域資源活用推進人材育成事業 農業体験 自然体験
 - 地区公民館活動事業（地区公民館実施事業）
 - 花いっぱい運動
- 社会教育団体やグループの主体的な活動を支援するとともに、その指導者・リーダーの養成及び確保
 - 地区公民館活動事業（地区公民館実施事業）
 - 花いっぱい運動

方針3：スポーツ活動の振興、健康・体力づくりの推進

＜主な施策＞

（1）学校体育を通じて、体力・運動の向上

- 小学校における学校体育を通して自らの身を守る基礎となる運動能力を身に付けるとともに、中学校の部活動等によるスポーツを通して体力づくりを推進
 - 1 県民 1 スポーツ普及事業（スポーツ体験教室）
 - 小学校低学年体育支援 実技指導者派遣事業
- 体育指導力向上を目指した、体育教員向けの研修を実施
 - 学校体育実施補助指導者派遣事業
- 国体競技種目体験や国体出場選手などの派遣指導による、学校体育の充実
 - 1 県民 1 スポーツ普及事業（スポーツ大好きふくいっ子の育成）

（2）スポーツに親しめる環境づくりの構築

- 国体会場を活用した各種大会やイベントを実施
 - 福井しあわせ元気国体推進事業
 - スポーツ推進員活動費（スポーツ教室）
 - 1 県民 1 スポーツ普及事業
 - 主催、共催大会の実施
- 体育施設の利用促進を図り、住民ニーズの把握と利用環境を改善
 - 野外運動施設管理事業
 - 体育館管理事業
- スポーツ少年団や各種競技団体の活性化へ向けた取り組みに対しての支援と、町外競技者との親善・交流大会を実施
 - スポーツ少年団活動費
 - 三世代交流スポーツ大会の実施
- 国体出場選手やトップアスリートによる技術指導や講演会を実施
 - 福井しあわせ元気国体推進事業
 - スポーツ振興事業

（3）競技力を高めるための環境づくりの構築

- 専門的な指導ができる地域スポーツ指導者を活用し、選手の技能を向上
- 国体等に出場した選手を指導者として次世代の選手を育成
 - 福井しあわせ元気国体推進事業
 - スポーツ推進員活動費（スポーツ教室）
- 若狭町出身の全国や海外で活躍する選手への支援を充実
 - スポーツ振興事業（激励金等）

3 若狭町教育委員会の活動状況

1) 教育委員会会議の実施

教育委員会会議は、毎月1回「定例会」を実施し、必要に応じて「臨時会」を開催。

・定例会………12回

・臨時会……… 1回

教育委員会審議案件等一覧

年月日	会議名	議案番号	件 名
R3.4.20	4月定例会	1	若狭町教育委員会が任命する者の承認について (社会教育指導員)
		2	若狭町教育委員会が委嘱する者の承認について (公民館運営審議会委員)
		3	若狭町教育委員会が委嘱する委員の承認について (社会教育委員)
		4	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		5	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		報告	教育委員会事務局体制について
		報告	新型コロナウイルス感染症対策について
		協議	学校規模配置適正化計画について
R3.5.17	5月定例会	報告	教育委員会関係行事予定について
		6	若狭町教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて
		報告	東京2020オリンピック聖火リレー若狭町ルートについて
		協議	学校規模配置適正化計画について
		協議	体育大会の日程調整について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R3.5.24	5月臨時会	協議	教育委員会の事務管理及び執行の状況の点検・評価報告書(案)について
		協議	若狭町文化財保存活用地域計画(案)について
R3.6.16	6月定例会	協議	教育委員会の事務管理及び執行の状況の点検・評価報告書(案)について
		7	若狭町教育委員会が任命する委員の承認について (図書館協議会委員)
		8	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択 嶺南地区協議会の設置および同協議会の結果尊重について)
		9	要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
		報告	教育委員会事務局体制について
		協議	成人の日の行事について
		協議	学校規模配置適正化計画について
R3.7.7	7月定例会	報告	教育委員会関係行事予定について
		10	要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
		協議	体育大会の日程調整について
		協議	視察研修について
		協議	学校規模配置適正化計画について
R3.8.20	8月定例会	報告	教育委員会関係行事予定について
		11	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度中学校教科用図書の採択について)
		協議	体育大会について
		協議	視察研修について
		協議	学校訪問について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		報告	教育委員会関係行事予定について

年月日	会議名	議案番号	件 名
R3.9.22	9月定例会	12	若狭町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正について
		13	区域外就学の承認について
		14	区域外就学の承認について
		報告	体育大会について
		協議	学校訪問について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R3.10.13	10月定例会	協議	若狭地方教育委員会教育委員研修会について
		報告	福井県市町女性教育委員の会第1回研修会について
		協議	学校訪問について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R3.11.16	11月定例会	15	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		16	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		報告	令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告について
		協議	若狭町立学校設置条例の一部改正について
		協議	若狭地方教育委員会教育委員研修会について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R3.12.28	12月定例会	17	若狭町教育委員会公印規則及び若狭町立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
		18	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		19	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		20	要保護及び準要保護・児童生徒の認定について
		協議	若狭町教育大綱及び若狭町教育振興基本計画について
		協議	タブレットの持ち帰りについて
		協議	若狭町立小中学校の卒業式について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R4.1.12	1月定例会	21	区域外就学の承認について
		22	区域外就学の承認について
		23	要保護及び準要保護・児童生徒の認定について
		協議	若狭町教育大綱及び若狭町教育振興基本計画について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R4.2.21	2月定例会	24	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		25	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		協議	若狭町教育大綱及び若狭町教育振興基本計画について
		協議	若狭町立小中学校の卒業式について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R4.3.30	3月定例会	26	若狭町教育委員会が任命する者の承認について (各地区公民館長)
		27	若狭町教育委員会が任命する委員の承認について (若狭町社会教育指導員)
		28	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		協議	若狭町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について
		報告	令和4年度教育委員会事務局組織について
		協議	学校規模配置適正化計画について
		報告	教育委員会関係行事予定について

4 若狭町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

教育委員会は、その権限に属する事務の管理・執行状況等の点検・評価を行い、教育委員会の活動を一層活性化することにより、学校教育・社会教育の充実を図り、児童生徒の未来を拓く力の育成や生涯学習のまちづくりに資することを目指す。

A:達成できた B:おおむね達成できた C:達成できなかった

大項目	中項目	小項目	令和3年度 点検・評価	
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営改善	教育委員会会議の開催回数	A	定例会12回、臨時会1回を開催した。
		教育委員会会議の運営上の工夫	A	会議目的、内容の明瞭化のため資料の簡素・合理化に努めた。
	(2)教育委員会の会議の公開	教育委員会会議の傍聴者の状況	—	傍聴実績なし。
		会議録の公開・広報活動の状況	—	会議録請求実績なし(請求に応じ公開する)。
	(3)教育委員会と事務局の連携	教育委員会と事務局の連携	A	教育委員と事務局員が緊密な連絡体制を築き、情報や課題の共通認識を図った。
	(4)教育委員会の自己研鑽	研修会などへの参加状況	B	市町教育委員会研修会、市町女性教育委員の会研修等はコロナウイルス感染症対策のため中止。若狭地方教育委員会研修会の参加、視察研修(跡地活用、地域部活動、小中一貫校)を実施した。
	(5)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	学校および学校施設の現状把握	A	学校訪問し、現状、課題の聞き取り調査を実施し対策を検討した。
		所管施設の現状把握	A	地域や公民館活動の参加などを通じて、所管施設の把握に努めた。

大項目	中項目	小項目	令和3年度 点検・評価
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1)教育行政の運営に関する基本方針を定めること	A	平成28年度に策定した若狭町教育振興基本計画(平成28年度～令和2年度)の進捗状況を確認。 令和4年度からの教育大綱、教育振興基本計画(令和4年度～令和8度)を策定した。
	(2)教育委員会規則及び規定を制定し、又は改廃すること	A	若狭町教育委員会公印規則及び若狭町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
	(3)教育予算その他議会議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	若狭町立学校設置条例の一部改正の検討を実施した。
	(4)教育委員会の所管に属する学校その他教育機関を設置し、又は廃止すること	B	学校規模配置適正化基本計画(案)に基づき推進。三方・明倫小学校はR4. 4月の統合が決定し、3月20日に明倫小学校の閉校式を実施。瓜生・熊川小学校は熊川地域の合意が得られていないため、統合時期を示さず進める。
	(5)教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること	A	社会教育指導員、図書館協議会委員、各地区公民館長等の任命又は委嘱。
	(6)教科用図書の採択の決定に関すること	A	令和4年度使用中学校教科用図書の採択について承認。
	(7)通学区域を設定し、又は変更すること	A	若狭町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則により、三方小学校・明倫小学校の区域を変更した。
	(8)文化財指定し、又は指定を解除すること	—	文化財の指定、解除の案件はない。若狭町文化財保存活用地域計画を策定した。
	(9)請願、陳情、訴訟及び異議の申し立てに関すること	—	案件なし。

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1)学校教育の充実	1)「未来を拓く生きる力」を育てる教育	学力向上	全国学力調査の実施 (4月)	A 【小学校国語】 低位層の割合が低く、中位層の割合がやや高くなっている。県平均と比べ特別に異なっている領域は無かった。言葉の意味を確認しながら読む活動を設定していく。 A 【小学校算数】 全国平均を下回る問題は無い。県平均を下回った問題が2問あったが、どちらも記述式問題であった。中央値が高めで、低位層の児童も少なかった。 A 【中学校国語】 記述式問題に課題があったが、基礎的な問題が良好であった。中位層の割合が高い。漢字敬語の知識が非常に良好であった。 B 【中学校数学】 設問ごとの正答の割合は全国・県と同じ傾向であった。中位層の割合は平均的となっているが、高位層の割合が低く、低位層の割合が高い結果となった。低位層の引き上げが課題となる。
				授業改善の推進	A 自分の考えを友達に説明し合い、様々な意見に気づき、交流し合う場面の設定を行った。 新型コロナの流行に対応し、1人1台のタブレット端末を利用した授業形態やオンラインでの授業を行うなど、新しい生活様式に対応した授業改善を推進した。

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価
			保小中高連携	就学前教育から小・中9年間を見通した学習指導と高等学校との連携の工夫と実践	保小中高連携による滑らかで確実な接続を目指した。 ・保小連携 全ての小学校区で「連携推進計画」を作成。保育所(園)での取組を学校が把握し、スタートカリキュラムに反映させることで、小学校教育への円滑な移行が果たしている。 ・小中連携 小中連絡会で、小学校の旧担任が中学校授業を参観し、また、中学校教諭が小学校で授業するなど、情報交換を図り、生徒の理解を深めることで、適切な指導に活かした。 A 小学6年生を対象に、中学校体験をオンラインで実施し、先輩生徒からの説明を受けることで、中学入学に対する不安を軽減させ、入学後も早期に中学生活への対応が可能となり、中1ギャップの軽減が図られた。 ・中高連携 中学2年生を対象に美方高校教諭が出張授業を、また、中学3年生を対象に美方高校放課後乗り入れ授業(補習)を実施した。 美方高校教諭が三方中学校公開事業を参観。 「地域の生徒は地域で育てる」を合言葉に中高教職員の協力体制で取り組んだ。
			教職員研修	教育研究会研修、教職大学院への教員派遣など	B 教職大学院への派遣を前提としたマネジメント研修に教員1名を派遣し、ミドルリーダーとしての資質向上を図った。 研修会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかった。
		2) ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育	キャリア教育、ふるさと学習の推進	ふるさとの魅力発信推進事業	A 地域の魅力を発見する活動を行ったり、地域の方を講師に地域の産業体験などを行ったりした。また、知るだけにとどまらず、CM作成という形で県内へ地域の魅力発信を行った。 対象校・・・みそみ小学校、上中中学校

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価	
			開かれた学校づくりの推進	小中学校区単位に「家庭・地域・学校協議会」を設置	A	家庭・地域・学校協議会の中で、学校運営、学校評価に関すること、地域行事や活動に関すること、子どもの安全や居場所づくりに関すること等について、地域の声を取り入れながら実施した。
		3) グローバル化に対応する教育	小学校英語教育推進事業	「小学校英語科教育」に関する研修会の実施	-	教科書会社、教育事務所等の外部講師を招いて研修会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中止となった。
				外部人材による小学校英語授業支援	A	小学校英語に興味を持って取り組めるよう支援し、英語教育向上を図った。年に2回のALT評価を行い、ALTのスキルアップを図った。 日本人の英語教育支援員を3名配置し、全小学校の低中学年の外国語活動に外部人材を活用し、児童のコミュニケーション能力の向上を図った。
		4) 安全・安心で楽しく学べる教育の実施	不登校の「未然防止」「初期対応」「自立支援」	早期の段階で支援会議を持つなど組織的な対応	A	学校担当教諭、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の連携対応で、問題を抱える児童・生徒に対し、ケース会議を実施した。 ケース会議では、SC、SSW等の情報を共有し、関係機関と連携することで、早期に的確な支援が果たせた。
			要保護及び準要保護児童生徒援助費補助	町内の就学困難な児童生徒の保護者に対し、教育に関わる経費の一部を給付	A	経済的理由等により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し学用品・給食費・修学旅行経費等を給付した。 また、入学前の新1年生児童・生徒の保護者に対し新入学学用品費を入学前に給付した。 実績 小学生 40名 中学生 17名 新入学児童 5名 新入学生徒 3名

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価	
			道徳教育の推進	心情、判断力、意欲、態度等の道徳性を養う	A	平成30年度の小学校必修化が始まり、学習指導要領や評価基準の確認などの授業準備を進めた。三方小学校では、道徳教育総合推進事業を活用し、親子で学ぶ道徳講座を実施した。
			特別支援教育の推進	・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備 ・学習支援員の配置	A	・特別な教育的支援が必要な児童生徒への理解と共生を推進し、個々の特性に合わせた教育支援を実施した。 実績 特別支援教育コーディネーター研究会2回開催。 ・就学指導・相談体制の構築、充実のため、就学支援委員会専門員(調査員)を10名委嘱し、教員のスキルアップのための研修を実施した。 実績 就学支援委員会専門員研修 1回開催 ・全小中学校(小学校16人、中学校6人)に学習支援員を配置し、発達障がい等支援や配慮を必要とする児童生徒への学校生活支援や学習支援を行った。
			安全・安心して学べる教育施設・環境の整備	学校施設の耐震化と教育環境の整備	A	耐震化が必要な各小中学校については、全て耐震化工事が完了している。令和3年度は、小学校遊具の修繕や小中学校消防設備の修繕などを実施し、児童生徒が安心して学べる教育環境を整えた。
			理科教育設備整備費等事業	国・県の補助事業を積極的に活用し、整備	A	瓜生小学校の理科教育設備整備を行った。 電気の利用プログラミング実験セット 月の満ち欠け実験機 冷凍冷蔵庫デジタル温度計等 515,900円
			学校図書館図書購入	児童生徒の読書活動推進のため、小・中学校図書館の蔵書を充実	A	各学校の状況に応じ、整備計画に基づいて、蔵書の充実を図った。 小学校全10校 968冊 中学校全2校 395冊

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価	
			遠距離通学費補助	小中学校における遠距離通学の児童生徒への公共交通機関及びタクシーの補助	A	上中地区小中学校の遠距離通学児童生徒への補助を実施した。 対象人数 小学生 3名 中学生109名
			学校給食事業	給食センター方式 12校	A	地場産物を活用するとともに、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供した。 また、給食センター調理・配送等業務の民間委託により、「安心・安全」なおいしい給食提供に努めた。
			スクールバス運行業務	三方地域小中学校の登下校バス 中学校部活動送迎バス 校外学習送迎バス	A	遠距離通学の児童生徒の通学をスクールバスにより援助した。 中体連主催の大会や県の音楽祭に参加する生徒の送迎を行った。 校外学習を行うためのバス運行を行った。
	(2)地域力を高める教育の充実	1)家庭教育の充実・支援	親同士による学習機会の創出	子育て支援センターとの連携を深め、家庭教育相談や情報発信を実施	A	パレア若狭、リブラ若狭において、乳幼児の親同士が子育てについての悩みや思いを語り合い、不安を解消できる交流の機会や、自身の役割や成長に自ら「気づき」「学び」の機会となるような講座を開催(福祉課 子ども・若者支援室 子育て支援センター) R3利用者数 11,377人(大人4,663人、子ども6,714人) 行事参加親子数 377組 子育て講座 9回 95組参加 ※各行事は参加組数を縮小して実施

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価	
		2)心を育てる体験の充実 子どもたちが地域の中で挑戦し鍛えられる環境の構築 3) 青少年の健全育成	子どもたちが地域の中で挑戦し鍛えられる環境の構築	チャレンジウォーク事業	A	コロナ禍の中、例年2泊3日で開催しているが1日のみのウォーキングイベント「プチチャレンジウォーク」として開催し、。子供達の挑戦する心を育んだ。(参加者33名)
				放課後子どもプラン、放課後子ども教室を地区ごとに実施 ・児童クラブの開設	A	放課後子ども教室については、地域の方の協力を得ながらスポーツ・文化・体験活動等を地区公民館単位で実施した。 児童クラブについては、通年時2か所、長期休暇時は3か所開設し、放課後児童の健全育成に努めた。
				子ども会活動・町子ども会主催の卓球大会、かるた大会や各単位子ども会を支援	B	子ども達の健全育成に取り組むとともに、地域に根差したリーダーの育成を図った。 ・卓球大会、かるた大会は新型コロナウイルスの影響により中止 ・ジュニアリーダー研修会(12月) 11名参加 ・ジュニアリーダー研修会(3月) 中止
				学校生活ボランティア推進事業 ・小学校の体験活動や学校生活を支援するため、地域のボランティアの協力のもと、地域の力を生かした教育体制の充実を図る	A	保護者や地域住民ボランティアが、小学校の学校生活(読み聞かせ、農業体験など)を支援。 ボランティア保険料を補助し、ボランティア参加を促進した。 ・ボランティア登録者数 205人

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価
				子ども安全県民作戦 ・子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみで子どもたちの見守り活動を実施する	A 保護者や地域住民による登下校時の見守り活動などを実施した。また、見守り重点月間を全校で設定し、青少年の健全育成と子ども自身の安全確保指導を行った。 ・見守り活動参加者 458人
				青少年育成事業 ・吹田市との交流を深め、子どもたちの視野を広めるとともに友好と親善を図る	- 新型コロナウイルスの影響により事業中止
				愛護センター事業 ・愛護センターと青少年育成町民会議が協力して、街頭補導や子どもの見守りなどを実施する	A 町内44名の補導員を中心に、小学校区ごとに街頭補導活動を実施した。非行防止一斉キャンペーンや研修会、有害図書等の販売実施調査を実施し、青少年を取り巻く環境の改善を図った。
				オーストラリア派遣研修 ・オーストラリアに中高校生等を派遣し、異文化に触れる機会を創る	B オーストラリア派遣研修は新型コロナウイルスの影響により中止。代替え事業としてオーストラリアビラボンハイスクールの学生との手紙交換やオンライン交流を行った「Make friends in オーストラリア」を実施した。

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価	
		4) 人権教育の推進	人権問題に対する正しい理解と意識高揚を推進	人権メッセージの募集 ・人権教育・人権啓発の一環として人権メッセージを募集し、人権に対する意識の高揚を図る 人権意識高揚大会 ・人が互いに思いやる豊かな心を育むとともに、人権意識の高揚と啓発を図る	A	人権教育推進協議会を設置し、同協議会において、人権ワークショップを行うなど積極的に研修を実施した。 一人ひとりがお互いの違いを認め合う心を育み、未来へつなげていくための啓発活動として、人権メッセージを募集し、標語:817、詩:130、作文:104、絵手紙:114の応募作品があった。 今年度の人権意識高揚大会(10/17)は新型コロナウイルス感染防止のため、受賞者のみの大会とし、人権メッセージ優秀作品20点の表彰と発表、作品講評を行った。また、当日の様子を録画放送し、入賞作品の冊子を作成・全戸配布を行い人権意識の高揚を図った。
		5) 公民館を活用した学習機会の充実と地域リーダーの育成	地域の自然や歴史文化等の特色を活かした事業を支援	地区公民館活動事業を支援	A	地域の特性を活かした自主企画事業を支援し、住民主体の地域づくりの拠点活動を推進した。 公民館では、主な主催事業としてグラウンドゴルフなどのスポーツ大会や花づくりや健康をテーマにした講座などを開催した。また地域づくり協議会との共催事業として、地域の歴史や自然に触れるウォーキング大会などを実施した。
			団体やグループの主体的活動の支援と指導者、リーダーの養成	各種団体やグループが利用しやすい環境を整える	A	リブラ若狭に各種団体やグループの活動拠点として団体活動室を設け、利便性向上を図った。 令和3年度 リブラ若狭利用者人数 33,998人

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価	
	(3)スポーツ活動の振興、健康・体力づくりの推進	1) 学校体育を通じて、体力・運動の向上	スポーツ体験教室	指導者による講習・教室	-	新型コロナウイルスの影響により事業中止
		2) スポーツに親しめる環境づくりの構築	体育施設の利用促進	各体育施設の適切な管理・運営	A	若狭テクノパークについては、前年度から導入した指定管理者制度を継続するとともに、引き続き適切な運営管理を行った。(利用者 10, 591人) 若狭さとうみパークについては、指定管理者制度を導入したうえで適切な管理を行い、快適な利用環境の維持を図った。(利用者 6, 695人) 多くの施設で老朽化が進んでいるが、利用者のニーズを踏まえ適宜修繕等を実施した。
			スポーツ少年団や各種競技団体の活性化	子どもたちを育成する団体を支援するとともに、大会等を通じて競技者交流を推進	A	各種団体へ活動費の補助(18団体)を行った。 また、第17回若狭町少年剣道大会は新型コロナウイルスの影響により中止とした。
		3) 競技力を高めるための環境づくりの構築	スポーツ推進員活動事業	スポーツ基本法に基づき、町から委嘱を受けるスポーツ推進委員によるスポーツ指導、協力、調整	A	ニュースポーツ「ボッチャ」の体験会を企画し、2カ所(気山小学校、井ノロサロン)で実施した。幅広い世代が取り組むことができるニュースポーツの普及を図ることができた。

大項目	中項目	小項目	事務事業	概要	令和3年度 点検・評価
			スポーツ振興事業	・わかさあじさいマラソン ・社会体育組織・団体への補助 ・全国大会出場者激励会の開催	B わかさあじさいマラソンは新型コロナウイルスの影響のため中止した。 地区体協・種目協会の活動及び派遣費に対する補助を行った。 スポーツ活動の奨励と振興を図るため、全国大会等に出場する個人又は団体に対して激励会を開催し、激励金を交付した。 (激励金交付 個人25名)
			大会派遣補助事業	北信越大会及び全国中学校競技大会等各種大会への出場者の派遣支援	A 北信越大会出場 三方中 剣道(男)2人 上中中 ソフトボール(女)17人 全国大会出場 三方中 剣道(男)2人

5-1 学識経験者の意見

令和3年度における若狭町教育委員会の権限に属する主要施策は「教育委員会の活動」「教育委員会が管理・執行する事務」「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の3つの項目に区分されています。それぞれの項目について点検・評価された結果は、ほぼ全ての項目でA評価(達成できた)であったことが報告されています。コロナ禍であり多くの活動が制限を受けている状況でありながらも「若狭町教育に関する大綱 基本理念」達成のためにご尽力いただきましたことに感謝申し上げます。以下点検・評価が「B」である項目を中心に意見を述べさせていただきます。

① 大項目1(教育委員会の活動)

(2)「教育委員会の会議の公開」については、毎月の定例会、臨時会が開催され多くの議案が協議され適切な対応が取られています。しかしながら、会議は公開が原則にも拘わらず傍聴実績がない状況とのことです。今後は会議の日程を周知するために、広域放送や広報誌等で告知したり会議を夜間開催する回を設けたりして多くの住民が傍聴できるようにしてはどうかと思いました。

(5)「学校及び教育施設に対する支援・条件整備」については、教育委員が学校現場を視察して施設充実や予算についての要望などを聞いてくださいました。また、児童や生徒のようすを丁寧に参観いただいたことに感謝すると共に、タブレットの使用状況や学習支援員等の活動のようすを把握し事務局との連携を図っていただきました。

② 大項目2(教育委員会が管理・執行する事務)

(4)教育委員会の所管に属する学校その他教育機関を設置し、又は廃止することについては学校規模適正化基本計画に基づき、三方小学校・明倫小学校が統合されました。これまで保護者、地域住民、関係諸機関と度重なる審議がなされ、それぞれの意見を集約して統合の運びとなりました。今後は、町教育振興基本計画(令和4年4月)基本方針1(8)に従い適切な学校規模配置を進めていただきたいと思います。統合に向けて地域住民の意見を集約することのみならず、当該校どうしの交流活動やオンラインを使った授業の公開など計画的に進めることが必要であると考えます。

③ 大項目3(教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務)

(1)学校教育の充実

・学力向上―「全国学力調査の実施」―【中学校数学】の結果について点検・評価を確認いたしました。その対策として、個々の学力を伸ばすための少人数指導、習熟度別指導、TT 指導等を充実させるために人的援助の充実が早急に必要かと思えます。

・「授業改善の推進」については、「主体的で対話的な授業づくり」の観点から一人1台端末が貸与され有効利用がなされています。オンラインでの遠隔授業やZoomやTeamsを使った会議等も頻繁に行われるようになりました。今後は、より有効な活用

を求め教職員の活用研修会、ICT 教育の先進県視察等を実施して、児童・生徒が情報活用力を高めたり理論的な思考力が育成されたりできるよう期待します。

・「教職員の研修」について B(おおむね達成できた)となっています。コロナ禍であり多くの研修会が中止となっておりますが、教基法 9 条、教特法 21 条に示されているとおり教職員は研修を受け自己研鑽を積まなくてははいけません。そのために研修を受けられる機会を保障していただき、予算的な措置と研修中の補充教員の確保をお願いしたいと思います。また、教職員の大量退職に伴う今後の学校教育の充実を考えると、ミドルリーダーの育成が急務となっております。研修の機会の保証と教職大学院への派遣、県教委や福井県総合教育研究所との連携がスムーズに行われるよう期待いたします。

・「特別支援教育の推進」について、特別な教育的支援が必要な児童生徒へ多くの教育支援策を実施していただいたことに感謝いたします。県嶺南教育事務所と連携し、特別支援教育コーディネーター研究会や就学支援委員会専門委員の委嘱と研修会を実施していただき、各校の特別支援教育が充実いたしました。また、予算措置により学習支援員を配置いただいております。通級指導教員も確保され必要な学校に指導に回っておりましたが、日程的に多忙を極めることとなっております。更なる通級指導の充実のために指導教員の増員をお願いいたします。

(2)地域力を高める教育の充実

・コロナ禍で地域の子ども会活動や町子ども会主催の卓球大会やかるた大会が中止となりました。児童生徒の安全を第一優先することは当然であります。今後は地域と共にある学校、地域の中で児童生徒を育成していくという観点から感染症予防策をとりながら町教育委員会主催(共催)事業を行っていただけるようお願いいたします。

(3)青少年の健全育成

・オーストラリア派遣研修は感染症拡大によりここ数年実施されていません。しかしながら、代替え事業として豪州生徒との手紙交換やオンライン交流等を実施していただいたことは異文化に触れる貴重な機会となったと思います。この成果をパレア若狭等の公共施設で掲示したり広域放送で流したりすれば多く人が関心を寄せたのではないかと思います。来年度については感染症の状況は未知ですが、できる限りの対策をとっていただきながら派遣事業を実施しグローバルな人材の育成を望みます。

今後とも、社会の変容と若狭町の現状に応じて策定された新しい教育大綱に基づく教育施策を積極的に展開していただき、「未来を拓く力」を培う自立と共生の心と、ふるさとへの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活躍できる人材の育成が実現できますよう期待しております。

令和4年5月31日

令和3年度若狭町立小中学校校長会会長

(元野木小学校校長) 赤城俊彦

5-2 学識経験者の意見

令和3年度における教育委員会の自己点検・評価を拝見しました。点検・評価シートでは3つの大項目に分けてそれぞれ点検・評価されておりますが、教育の現場に直接身をおかない者ではありますが、若狭町PTA 連合会会長また一保護者としての立場から感じたことを述べさせていただきます。

大項目1 教育委員会の活動

概ね予定通りの活動ができた為、殆どがA評価だと思われそうですが、会議の公開については傍聴・請求がなかった為に評価無しとなっております。様々な方法で周知に努めておられると思いますが、町の教育振興基本計画をはじめ多種多様な活動が保護者・住民にほとんど周知されていないように感じます。統廃合や今後出てくる問題・課題を地域と共にスムーズに解決するためにも、教育委員会の活動をもっと積極的に周知するべきと考えます。

大項目2 教育委員会が管理・執行する事務

この項目での唯一のB判定は統廃合に関するものですが、昨年度は町P連の理事会でも当事者をお招きし、勉強会を開催しました。令和4年度から統合した学校でも様々な課題や今後該当する学校への要望などが出されました。当事者校のみならず町内全校の問題として、課題の共有が必要だと感じます。また、現在行われている町の総合計画策定委員会でも統廃合に関する話も上がる事が多く、ICTの活用によるGIGAスクール構想や特認校などこれまでの統廃合の形だけではなく、地域の中に残しつつ進められる統廃合も考えられます。決定された事項や財政(初期投資)に縛られることなく、時代とともに臨機応変な対応が求められるように思います。

大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

安全・安心で楽しく学べる教育の実施内では要保護・準要保護認定児童生徒に対し、適切な給付がなされたと思いますが、多方面から伺ったところ認定外においても経済的に厳しい家庭は多いように感じます。小中9年間で購入する学用品は非常に多く、町が推進するSDGsにも適うリユースシステムの構築を提案させていただきます。

最後になりますが、コロナ禍も3年目となった令和3年度は様々な活動を実施・延期・中止の判断に悩まされ、ABCでは評価し難いご苦労があったことと推察いたしますが、近隣市町は実施した行事でも若狭町は早期に中止決定するなど、少し疑問に感じることもありました。今後も慣例などに捉われず、保護者や地域とともに「できる形」「できる方法」を模索しながら児童・生徒が地域の中で様々な活動ができることを望みます。

令和4年5月31日

令和3年度若狭町PTA連合会会長 下島 芳和

6 総合評価

教育委員会の事務管理及び執行状況について、自己点検・評価を行い、学識経験者からは、おおむね良好に進められているとのご高評をいただいた。ただし、教育大綱の公表や委員会の公開をはじめ教育行政の住民への周知について工夫すること、学校規模適正化基本計画の進め方については、様々な手立てを講じ理解を得ていくことなど、今後対応すべきことに関する指摘をいただいた。

事業は平成 28 年度に策定した「教育大綱」と「教育振興基本計画」に基づき実施してきたが、以下に特徴的な事項について述べて総合評価としたい。

- ① 新型コロナウイルス感染者が拡大する中、学校の対応は保護者の理解を得てスムーズに進み、授業に大きな支障が出ることは阻止できたと考えている。学校行事は感染拡大の動向に合わせてその都度対応したが、計画上早めに決定しなければならないこともあり、急遽変更したこともあった。評価のBとなった項目の多くが感染拡大の影響であった。
- ② 国の GIGA スクール構想に基づき、児童生徒一人一人にタブレットを準備し、すべての小中学校に ICT 環境を整備した。すでに授業に取り入れている先生もいる中で、計画的で効果的な実践活動が増えていくように、研修会や研究会等の充実が今後の課題である。現在は各教室に置き活用しているが、教科書のデジタル化に合わせて、宿題や自学自習のため持ち帰りできるようにしていく。家庭のWi-Fi 環境の状況を見ながら、更なる有効活用の方策を検討している段階である。
- ③ 学校規模配置適正化計画に基づき、明倫小学校と三方小学校とが統合した。今後は保護者や地域住民の協力を求めながら、新しい三方小学校の教育の充実に努めていきたい。また熊川小学校と瓜生小学校については、新教育振興計画の中で新たに計画を練り直した。今後は保護者や地域の皆様の意見を伺いながら、合意形成を図っていかねばならないと考えている。また他地域でも課題となっており順次検討していく。
- ④ 教育大綱と教育振興基本計画を1年かけて検討し、時代の要請に沿った観点を取り入れながら新しく制定した。令和4年度から8年度の5か年計画である。上記で述べたこと以外の主なポイントは、「生きる力を育む主体的・対話的で深い学び」を基本に、総合的な学習を中心に「ふるさと学習」や「SDGs学習」を推進する、個を大切にしたいインクルーシブ教育を充実する、教員が生き生きと活躍できる学校作りをめざす働き方改革を支援する、などである。

新型コロナウイルス感染者が身近に迫る不安の中での今年度であったが、児童・生徒へのコロナワクチン接種も進み、三密を避けマスクの徹底をお願いしつつ、状況を見ながら平常に戻していくことを視野に入れたと考えている。

さて現行の「教育振興基本計画」は本年度をもって終了する。新しい町政のもと令和4年度より新たな基本計画でスタートしたい。この答申に示された総括や意見を踏まえ、町の特色を活かして、広く町民や保護者の声を聞きながら教育環境を整え、一人一人の子どもに寄り添いながら、地域の宝として子どもたちを育む教育が推進できる計画にしていけることが責務だと考えている。今後とも教育委員会一丸となって若狭町の子どもたちの健やかな成長のために取り組んでいきたい。

令和4年6月1日

若狭町教育委員会
教育長 松宮 毅